

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年7月31日
【発行者名】	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木 桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファースト スクエア
【事務連絡者氏名】	佐井 経堂
【電話番号】	03-5293-3667
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	UBS DCコア戦略ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	当初申込期間：上限 200億円 継続申込期間：上限 5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

UBS DCコア戦略ファンド（以下「ファンド」または「当ファンド」ということがあります。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託受益権（以下「受益権」といいます。）です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社」、「委託会社」または「委託者」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：200億円を上限とします。

当初申込期間中は、委託会社または委託会社の関係会社による申込のみ受け付けます。

継続申込期間：5,000億円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

### (4) 【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額 については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額（投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間末日の基準価額とします。

### (5) 【申込手数料】

申込手数料はありません。

### (6) 【申込単位】

販売会社が独自に定める単位とします。（当初元本1口＝1円）

詳しくは販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

### (7) 【申込期間】

当初申込期間：平成27年8月17日

継続申込期間：平成27年8月18日から平成28年11月9日まで

当初申込期間中は、委託会社または委託会社の関係会社による申込のみ受け付けます。

継続申込期間中は、ニューヨーク、ルクセンブルグもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日（以下「ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

**(8) 【申込取扱場所】**

申込取扱場所の詳細は、後記照会先にお問い合わせください。

また、取扱店については販売会社にお問い合わせください。

**(9) 【払込期日】**

当初申込期間

買付申込者は、当初申込期間中に申込代金を販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、当初設定日（平成27年8月18日）に、委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

継続申込期間

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに、買付金額（買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、買付申込口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）をお申込みの販売会社にお支払いください。

発行価額の総額は、追加信託を行う日に販売会社より委託会社の指定する口座を經由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

**(10) 【払込取扱場所】**

買付金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

**(11) 【振替機関に関する事項】**

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

**(12) 【その他】**

当ファンドの受益権の買付申込者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の買付申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとします。

なお上記にかかわらず、ファンドの設定または維持のため、委託会社もしくは販売会社または委託会社もしくは販売会社の関係会社が自己の資金を持って買付申込を行う場合があります。

当ファンドの受益権の買付申込者は、上記申込取扱場所において取引口座を開設のうえ、買付申込を行うものとします。

買付申込者は販売会社との間で積立投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結していただくこととなります。また、販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成27年8月17日）の販売会社が指定する時間までに、継続申込期間中は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けたお申込みを当日の受付分とします。ただし、ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日を除きます。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日（上記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の

極端な減少等。)があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込を取り消すことができます。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### [照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

主として、「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に世界各国の株式および債券などの異なる複数の資産クラスの投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券、もしくは投資証券、投資法人債券または外国投資証券をいいます。以下同じ。）へ投資し、日本を含む世界の複数の資産クラスに資産配分を行うことで、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドは「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズで運用いたします。

###### 信託金限度額

5,000億円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型 / 内外 / 資産複合に属します。

以下、一般社団法人 投資信託協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

###### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

###### 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
内外	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする
資産複合	株式、債券、不動産投信（リート）およびその他の資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型 中小型	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル（含 む日本） 日本 北米	ファミリー ファンド ファンド・オ ブ・ファンズ	あり （部分ヘッジ）  なし
債券 一般 公債 社債 その他債券	（隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ		
不動産投信 その他資産 （投資信託証券（資 産複合（株式・債 券）（資産配分変更 型））） 資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 （中東） エマージング		

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

## 属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分変更型）））（注）	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて株式（大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのもの）及び債券（公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのもの）に投資するもので、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの
年1回	年1回決算する
グローバル（含む日本）	組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする
ファミリーファンド	親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資する
あり（為替ヘッジ）	為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替ヘッジを行う

(注)前記の商品分類表においては投資対象資産を「資産複合」としておりますが、当ファンドはファミリーファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は「その他資産（投資信託証券）」としております。

上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

## ファンドの特色

「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に以下の投資信託証券へ投資し、世界各国の株式および債券の市場に幅広く分散されたポートフォリオを構築します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - キー・セレクション・グローバル・エクイティ	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界各国の株式等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ- USAグロース(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ- USドル・コーポレート(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国社債等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - ユーロ・コーポレート(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
UBS (Lux) シキャブ 1 - USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国の株式およびスワップ等のデリバティブ等
UBS (Irl) インベスター・セレクション PLC - UBS (Irl) フィクスド・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド (USD)	アイルランド籍外国投資信託	世界の通貨、債券およびデリバティブ等
db x-トラックカース db ヘッジ・ファンド・インデックス UCITS ETF	ルクセンブルグ籍外国投資信託	db ヘッジ・ファンド指数に連動するスワップ等のデリバティブ等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ヨーロピアン・オポチュニティ・アンコンストレインド(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コンバート・グローバル(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	転換社債等
UBS (CAY) グローバル・グロース・アンド・インカム	ケイマン籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - ダイナミック・アルファ(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ユーロ・コーポレート・ボンド	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
iシェアーズ 世界債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の国債等
iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)	アイルランド籍外国投資信託	ドル建てのハイイールド社債等
iシェアーズ J.P.モルガンドル建て新興国債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての新興国国債等
iシェアーズ 新興国債券ETF (パークレイズLocal EM国債コア)	アイルランド籍外国投資信託	現地通貨建ての新興国国債等
iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建てのハイイールド社債等
iシェアーズ 米ドル建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての投資適格社債等
iシェアーズ・コア・ユーロ建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建ての一般産業、ユーティリティ、金融セクターの投資適格社債等
iシェアーズ MSCIワールドUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の先進国企業の株式等

iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の新興国企業の株式等
------------------------------------	---------------	--

上記は平成27年7月31日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

### 1. 実質的に世界各国の幅広い資産クラスに分散投資し、中長期的な安定収益の確保を目標としたポートフォリオの構築を目指します。

- ・「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」を通じ、実質的に世界の株式や債券に幅広く分散投資を行います。

### 2. 市場環境に応じた機動的な運用を行います。

- ・アセット・アロケーション（株式、債券、絶対リターン追求型、キャッシュ）。
- ・アセットクラス内（地域別、各通貨別配分比率の調整や個別銘柄選択など）。
- ・通貨（オーバーレイおよび円ヘッジ）。

特定の市場に左右されにくい収益の追及を目指す運用をいたします。

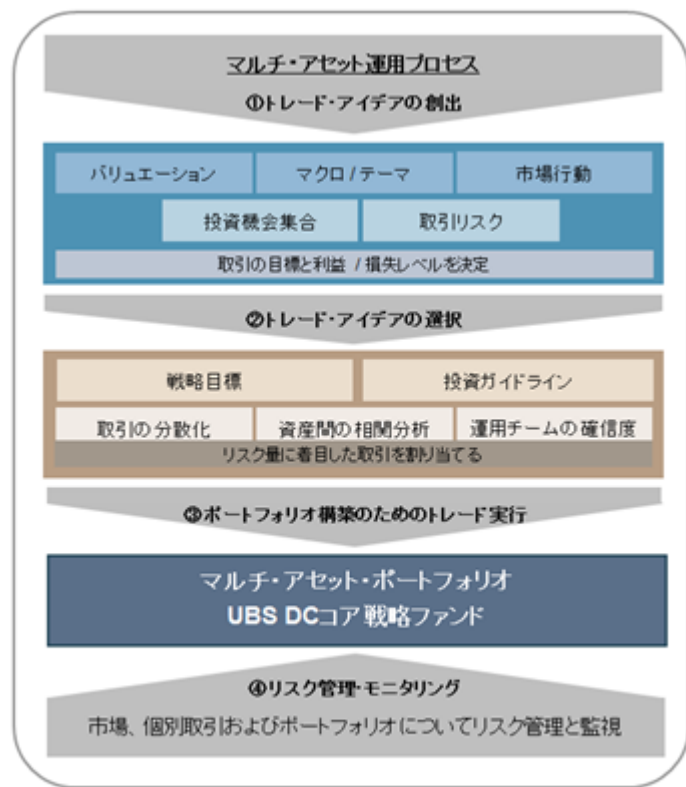
### 3. 為替変動リスクの低減を図ります。

- ・基本的なヘッジ比率は70%（円資産投資部分も含みます。）
- ・ヘッジ比率のレンジは30-100%（円資産投資部分も含みます。）とします。

運用対象資産	投資対象資産	基本資産配分	資産配分レンジ	
			最小	最大
	株式		25%	0%
	日本株式	2%		
	米国株式	12%		
	欧州株式	8%		
	新興国株式	3%		
債券		50%	20%	100%
	国債	25%		
	社債	15%		
	ハイ・イールド	5%		
	新興国債券	5%		
	絶対リターン追求型	25%	0%	40%
	日本円	70%	30%	100%
	基本資産配分については定期的に見直します。			
為替ヘッジ	基本的なヘッジ比率は70%（円資産投資部分も含みます。）			
運用手法	アクティブ運用			



## 運用プロセス



（2015年5月末現在）

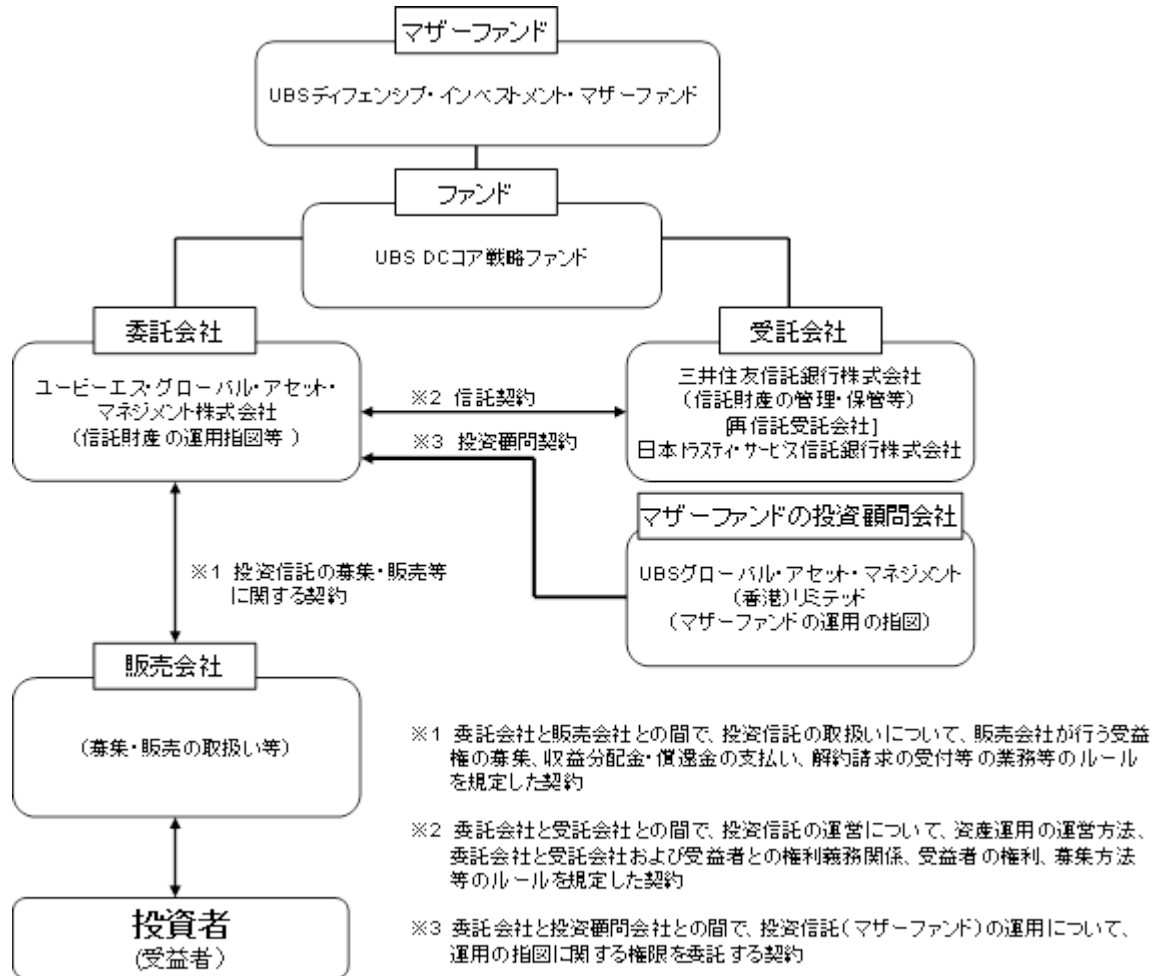
資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成27年8月18日 信託契約締結、設定日、運用開始（予定）

## (3) 【ファンドの仕組み】

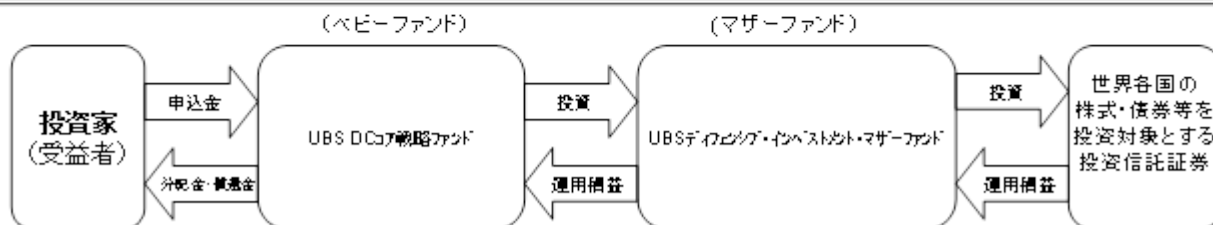
ファンドの仕組み



## ◆ ファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズについて ◆

当ファンドは「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」を親投資信託（マザーファンド）とするファミリーファンド方式によるファンド・オブ・ファンズで運用します。

- ・ 「ファミリーファンド方式」とは、投資家はその資金をヘビーファンドに投資し、ヘビーファンドがその資金を主としてマザーファンドに投資し、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。
- ・ また、マザーファンドを通じて、世界各国の株式・債券等を投資対象とする投資信託証券に投資を行う「ファンド・オブ・ファンズ」でもあります。



マザーファンドの運用にあたっては、UBSグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託いたします。

- ・ 委託先名称：UBSグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド  
（UBS Global Asset Management (Hong Kong) Limited）
- ・ 委託の内容：有価証券等および通貨の運用

委託会社の概況（平成27年5月末現在）

- ・ 資本金 22億円
- ・ 沿革
  - 平成 8年 4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
  - 平成10年 4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
  - 平成12年 7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、  
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
  - 平成14年 4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

### ・ 大株主の状況

株主名	住所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス国 バーゼル市 CH-4051 エーシェン フォルシュタット 1 スイス国 チューリッヒ市 CH-8001 パーンホ フストラッセ 45	21,600株	100.00%

## 2【投資方針】

## (1)【投資方針】

1. 「UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、実質的に以下の投資信託証券へ投資し、世界各国の株式および債券の市場に幅広く分散されたポートフォリオを構築します。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

投資対象とする投資信託証券	ファンド形態	主要投資対象
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド・キー・セレクション・グローバル・エクイティ	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界各国の株式等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ・USAグロース(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ・USドル・コーポレート(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国社債等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ・ユーロ・コーポレート(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
UBS (Lux) シキャブ 1 - USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	米国の株式およびスワップ等のデリバティブ等
UBS (Irl) インベスター・セレクション PLC - UBS (Irl) フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド (USD)	アイルランド籍外国投資信託	世界の通貨、債券およびデリバティブ等
db x-トラッカーズ db ヘッジ・ファンド・インデックス UCITS ETF	ルクセンブルグ籍外国投資信託	db ヘッジ・ファンド指数に連動するスワップ等のデリバティブ等
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ・ヨーロッパ・オポチュニティ・アンコンストレインド(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州株式等
UBS (Lux) ボンド・シキャブ・コンバート・グローバル(EUR)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	転換社債等
UBS (CAY) グローバル・グロース・アンド・インカム	ケイマン籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ・ダイナミック・アルファ(USD)	ルクセンブルグ籍外国投資信託	世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド・ユーロ・コーポレート・ボンド	ルクセンブルグ籍外国投資信託	欧州社債等
iシェアーズ 世界債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の国債等
iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)	アイルランド籍外国投資信託	ドル建てのハイイールド社債等
iシェアーズ J.P.モルガンドル建て新興国債券ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての新興国国債等
iシェアーズ 新興国債券ETF (パークレイズLocal EM国債コア)	アイルランド籍外国投資信託	現地通貨建ての新興国国債等
iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建てのハイイールド社債等
iシェアーズ 米ドル建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ドル建ての投資適格社債等
iシェアーズ・コア・ユーロ建て社債UCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	ユーロ建ての一般産業、ユーティリティ、金融セクターの投資適格社債等

iシェアーズ MSCIワールドUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の先進国企業の株式等
iシェアーズ MSCIエマージング・マーケットUCITS ETF	アイルランド籍外国投資信託	MSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の新興国企業の株式等

上記は平成27年7月31日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載されたもの以外の投資信託証券が新たに追加となる場合があります。

当ファンドのマザーファンドが投資予定とする指定投資信託証券の選定方針は、定期的または必要に応じて精査し、定性的ならびに定量的評価等を考慮のうえ適宜見直しを行います。その結果、必要と判断される場合には、指定投資信託証券として指定されていたものが除外される、または新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（当ファンド設定時以降に設定された投資信託証券を含みます。）として指定投資信託証券に指定される場合があります。

2. 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券

主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるUBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 短期社債等

2. コマーシャル・ペーパー

3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

金融商品

委託会社は信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

金融商品による運用の特例

前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

組入れ投資信託証券について

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある指定投資信託証券の内容は、次のとおりです。

< 指定投資信託証券の概要 >

指定投資信託証券の名称	UBS(Lux)インスティテューショナル・ファンド キー・セレクション・グローバル・エクイティBAクラス
運用の基本方針	MSCI Worldインデックスを超える収益の獲得を目指します。
主要な投資対象	主として世界各国の株式等に投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.065%以内          信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント（チューリッヒ）

指定投資信託証券の名称	UBS (Lux) エクイティ・シキャブ- USAグロース(USD) I-B-accクラス
運用の基本方針	Russell 1000 Growthインデックスを超える収益の獲得を目指します。
主要な投資対象	主として米国株式等に投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.065%以内          信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク

指定投資信託証券の名称	UBS (Lux) ボンド・シキャブ- USドル・コーポレート(USD) I-B-acc/distクラス
運用の基本方針	Barclays US Corporate Investment Gradeインデックスを超える収益の獲得を目指します。

主要な投資対象	主として米国の社債などに投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.065%以内          信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント(アメリカス)インク

指定投資信託証券の名称	UBS(Lux)ボンド・シキャブ ユーロ・コーポレート(EUR) I-B-distクラス
運用の基本方針	Barclays Euro Aggregate Corporate 500 MMインデックスを超える収益の獲得を目指します。
主要な投資対象	主として欧州の社債等に投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.065%以内          信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)

指定投資信託証券の名称	UBS(Lux)シキャブ 1-USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD) U-X-accクラス
運用の基本方針	マーケット・ニュートラル運用により投資収益の獲得を目指します。
主要な投資対象	主として米国の株式およびスワップ等のデリバティブ等へ投資します。

管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：ファンドからの支払いはありません。          信託財産留保額：なし          当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。          その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（アメリカス）インク

指定投資信託証券の名称	UBS(Irl)インベスター・セレクションPLC - UBS(Irl)フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド(USD) I-B-accクラス
運用の基本方針	中長期的なトータル・リターンを最大化を目指します。
主要な投資対象	主として世界の通貨、債券およびデリバティブ等へ投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.30%以内          信託財産留保額：なし          当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入による基準価額変動の影響を受けません。          その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（保管費用、取引に関する費用、役員報酬、訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

指定投資信託証券の名称	db x-トラックーズ db ヘッジ・ファンド・インデックス UCITS ETF
運用の基本方針	db ヘッジ・ファンド指数に連動することを目指します。
主要な投資対象	主としてdb ヘッジ・ファンド指数に連動するスワップ等のデリバティブ等へ投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.90%以内          信託財産留保額：なし          インデックス関連費用：0.23%          その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド



指定投資信託証券の名称	UBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ヨーロピアン・オポチュニティ・アン コンストレインド(EUR) I-B-accクラス
運用の基本方針	MSCI Europeインデックスを超える収益の獲得を目指します。
主要な投資対象	主として欧州株式へ投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.065%以内          信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可          変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動          に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入出          による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、          法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書          面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその          他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券          の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

指定投資信託証券の名称	UBS (Lux) ボンド・シキャブ - コンバート・グローバル (EUR) (USD Hedged) I-B-accクラス
運用の基本方針	トムソン・ロイター・グローバル・バニラ・CB・インデックス(米ドル ヘッジ)を超える収益の獲得を目指します。
主要な投資対象	主として転換社債等へ投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.065%以内          信託財産留保額：なし</p> <p>当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可          変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動          に該当する投資家にのみ適用されるため、既存の受益者は資金の流入出          による基準価額変動の影響を受けません。</p> <p>その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、          法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書          面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその          他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券          の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)

指定投資信託証券の名称	UBS (CAY) グローバル・グロース・アンド・インカム クラスA
運用の基本方針	世界各国の株式、債券、通貨、デリバティブ等を主要投資対象とし、信託 財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要な投資対象	主として世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等に投資します。

管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.08%以内          信託財産留保額：なし          その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。          その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBS グローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド

指定投資信託証券の名称	UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ- ダイナミック・アルファ(USD) I-B-accクラス
運用の基本方針	世界各国の株式、債券、通貨、デリバティブ等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要な投資対象	主として世界の株式、債券、通貨、デリバティブ等に投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.065%以内          信託財産留保額：なし          当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にも適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。          その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。          その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	UBSグローバル・アセット・マネジメント（UK）リミテッド

指定投資信託証券の名称	UBS(Lux) インスティテューショナル・ファンド ユーロ・コーポレート・ボンドBAクラス
運用の基本方針	Barclays Euro Aggregate Corporate 500 MMインデックスを超える収益の獲得を目指します。
主要な投資対象	主として欧州の社債等に投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          受託報酬及び管理事務代行報酬：          純資産総額に対して年率0.065%以内          信託財産留保額：なし          当ファンドに関しましては、設定もしくは解約時における基準価額の可変調整が行われることがあります。当可変調整は設定・解約の投資行動に該当する投資家にも適用されるため、既存の受益者は資金の流出入による基準価額変動の影響を受けません。          その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>

投資運用会社	UBS AG, UBSグローバル・アセット・マネジメント(チューリッヒ)
--------	--------------------------------------

指定投資信託証券の名称	iシェアーズ 世界債券ETF
運用の基本方針	シティグループ・グループ・オブ・セブン(G7)指数に連動することを目指します。
主要な投資対象	カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国の国債等に投資します。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.20%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用(訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用)は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

指定投資信託証券の名称	iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)
運用の基本方針	Markit iBoxx ドル建てリキッド・ハイイールド・キャプト指数に連動することを目指します。
主要な投資対象	主としてドル建てのハイイールド社債等を投資対象とします。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.50%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用(訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用)は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

指定投資信託証券の名称	iシェアーズ J.P.モルガンドル建て新興国債券ETF
運用の基本方針	J.P.モルガン新興国債券グローバル・コア指数に連動することを目指します。
主要な投資対象	主としてドル建ての新興国国債等を投資対象とします。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.45%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用(訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用)は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

指定投資信託証券の名称	iシェアーズ 新興国債券ETF (パークレイズLocal EM国債コア)
運用の基本方針	パークレイズ新興市場自国通貨建てコア国債インデックスへの連動を目指します。
主要な投資対象	主として現地通貨建ての新興国国債等を投資対象とします。

管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.50%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

指定投資信託証券の名称	iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF
運用の基本方針	Markit iBoxx ユーロ建てリキッド・ハイイールド指数に連動することを目指します。
主要な投資対象	主としてユーロ建てのハイイールド社債等を投資対象とします。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.50%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

指定投資信託証券の名称	iシェアーズ 米ドル建て社債UCITS ETF
運用の基本方針	Markit iBoxx ドル建てリキッド投資適格指数に連動することを目指します。
主要な投資対象	主として流動性の高い米ドル建て投資適格社債を投資対象とします。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.20%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

指定投資信託証券の名称	iシェアーズ・コア・ユーロ建て社債UCITS ETF
運用の基本方針	パークレイズ欧州社債インデックスに連動することを目指します。
主要な投資対象	主としてユーロ建ての一般産業、ユーティリティ、金融セクターの投資適格社債を投資対象とします。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.20%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>

投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド
指定投資信託証券の名称	iシェアーズMSCIワールドUCITS ETF
運用の基本方針	MSCIワールド指数に連動することを目指します。
主要な投資対象	主としてMSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の先進国企業の株式を投資対象とします。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.50%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

指定投資信託証券の名称	iシェアーズMSCIエマージング・マーケットUCITS ETF
運用の基本方針	MSCIエマージング・マーケット指数に連動することを目指します。
主要な投資対象	主としてMSCIが定める一定の価格基準、流動性基準、および浮動性基準を満たす世界の新興国企業の株式を投資対象とします。
管理報酬等	<p>申込手数料：なし          解約手数料：なし          総経費率：純資産総額に対して年率0.75%</p> <p>ファンドにかかる事務の処理等に関する費用（訴訟費用、法律顧問への報酬、監査費用、監督当局への届出に関する費用、法定書面の印刷、翻訳費用、受益者への通知にかかる費用、上記に類するその他全ての費用）は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。</p>
投資運用会社	ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド

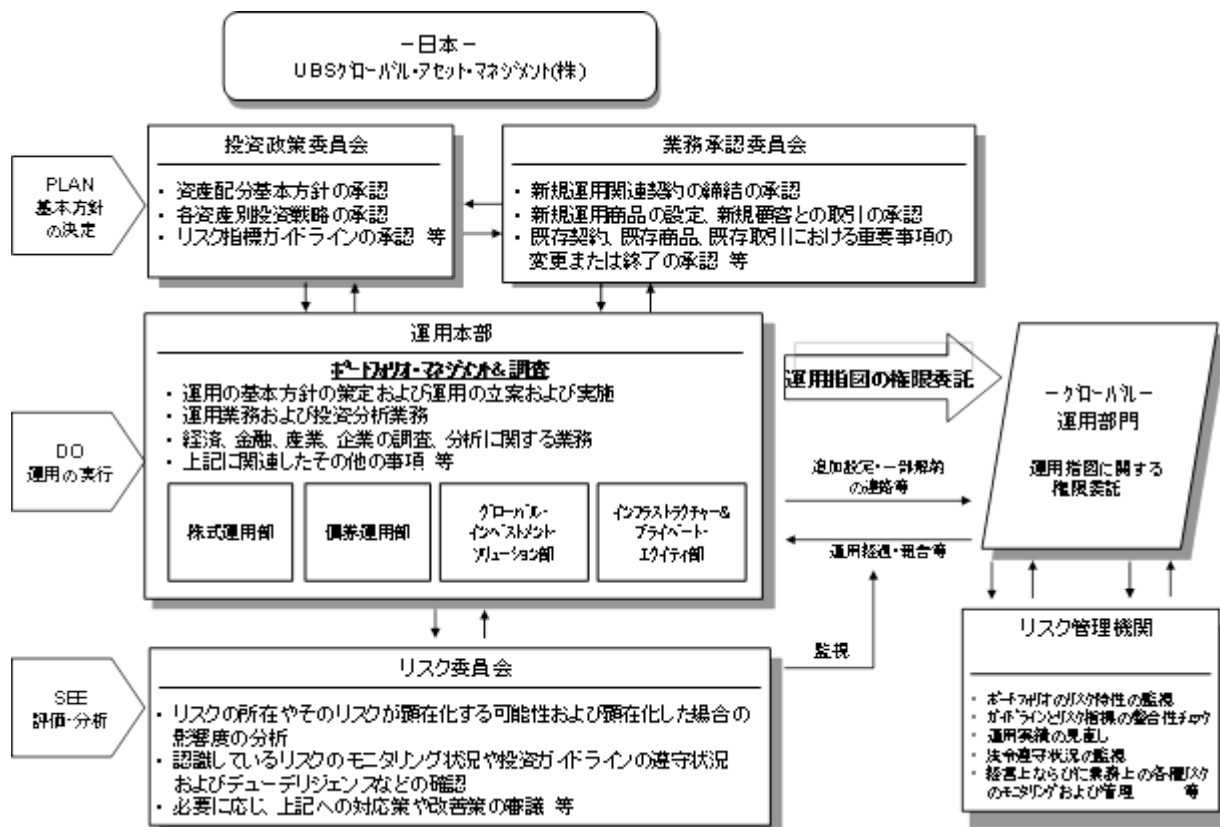
上記は平成27年7月31日現在の投資対象とする投資信託証券の一覧です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいはここに記載された投資信託証券以外が新たに追加となる場合があります。

(注) 当ファンドの信託報酬率（年率0.918%（税抜年率0.85%））を加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して合計で年率1.2575%（程度）となります。

当ファンドのマザーファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、上記概要を参照しております。

## (3) 【運用体制】

## &lt; UBSグローバル・アセット・マネジメント株式会社の運用体制 &gt;



上記の体制は今後変更される場合があります。

## &lt; 運用体制に関する社内規則等およびファンドに係る法人等の管理 &gt;

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

**< 内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織 >****投資政策委員会：**

投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策委員会を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

**業務承認委員会：**

商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品本部長が招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品本部長、リーガル&コンプライアンス部長、リスク管理部長、経理部長等、またはその代理の8～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

**リスク委員会：**

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてチーフ・アドミニストレイティブ・オフィサーまたはリスク管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー、リスク管理部長、リーガル&コンプライアンス部長、運用本部長、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、商品本部長、管理本部長、経理部長等の10名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

**< マザーファンドの運用指図に関する権限の委託先の概要 >**

委託先の名称	UBSグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド
委託先の所在地	46-52 Floors Two International Finance Centre 8 Finance Street Central
委託の費用	上記の委託先が受ける報酬は、信託財産中から直接支弁することを行わず、委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。また、その報酬の額および支弁の時期は、委託会社と当該委託を受ける者との間で別に定めるものとします。
委託の中止等	上記の委託先が、法律に違反した場合、ファンドの信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

#### (4) 【分配方針】

毎決算時（毎年8月10日、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ・ 分配対象額の範囲は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。以下同じ。）および売買益（評価損益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。以下同じ。）等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配を行わない場合があります。
- ・ 収益の分配にあてなかった利益の運用については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

#### (5) 【投資制限】

信託約款による主な投資制限

1. 投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。
  2. 株式への直接投資は、行いません。
  3. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
  4. 同一銘柄の投資信託証券への投資において、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
  5. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- その他に「資金の借入」、「外国為替予約の指図」等があります。

法令等による投資制限

1. デリバティブ取引の投資制限  
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。
2. 同一法人の発行する株式への投資制限  
委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。



## &lt; UBSディフェンシブ・インベストメント・マザーファンドの概要 &gt;

投資方針	世界各国の株式および債券といった異なる複数の資産クラスの投資信託証券を主要投資対象とします。
投資態度	<p>主として世界各国の株式および債券といった異なる複数の資産クラスの投資信託証券に投資を行います。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。</p> <p>複数の異なる資産クラスの別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に複数投資することで、世界各国の株式および債券の市場に幅広く分散されたポートフォリオを構築します。</p> <p>各資産の資産配分(アセット・アロケーション)にあたっては、株式、債券、絶対収益追求型運用への基本配分（および目標とするアロケーション・レンジ）をそれぞれ、25%（0-40%）、50%（20-100%）、25%（0-40%）といたしますが、投資価値の分析結果と市場乖離の度合いの分析結果をベースとして、市場動向等の定性判断を考慮のうえ、機動的な運用を目指します。</p> <p>外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として円に対して為替ヘッジを行います。基本的なヘッジ比率は70%（円資産投資部分も含む）、ヘッジ比率のレンジは30-100%（円資産投資部分も含む）とします。</p> <p>指定投資信託証券は、定期的または必要に応じて精査し、定性的ならびに定量的評価等を考慮のうえ適宜見直しを行います。その結果、必要と判断される場合には、指定投資信託証券として指定されていたものが除外される、または新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等（ファンド設定時以降に設定された投資信託証券を含みます。）として指定投資信託証券に指定される場合があります。</p> <p>UBSグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッドに、運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>資金動向（大口解約等）、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用が出来ない場合があります。</p>
主な投資制限	<p>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>株式への直接投資は、行いません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

### 3【投資リスク】

当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて世界各国の株式および債券に投資する投資信託証券を実質的な主要投資対象としますので、実質組入れ株式および債券の価格の下落や当該株式および債券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落した場合には、損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

#### (1) 株式の価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。また株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があります。

#### (2) 公社債の価格変動リスク

公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、債券の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

##### ・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

##### ・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合にはファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

#### (3) カントリー・リスク

外国証券への投資には、当該国・地域の政治・経済および社会情勢の変化により混乱が生じた場合には基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

また、エマージング諸国・地域の有価証券に投資する場合、これらの地域には主に次のようなリスクがあり、これらのリスクはファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

- ・ 先進国と比較して一般的に政治・経済および社会情勢等が著しく変化する可能性があります。
- ・ 資産の移転に関する規制、外国人による投資規制等の導入等の可能性があります。
- ・ 先進国と比較して一般的に法制度や社会基盤が未整備であり、情報開示等の基準が異なることから、正確な情報の確保が困難となる可能性があります。

#### (4) 為替変動リスク

外貨建資産を円貨ベ - スにした場合、その資産価値は、為替レ - トの変動により影響を受けることとなります。為替レ - トは短期間に大幅に変動することがあります。したがって、為替の変動に伴い、当ファンドの基準価額が変動する可能性があります。為替レ - トは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、

為替レートの、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

なお、当ファンドは為替変動リスク低減のために円に対して為替ヘッジを行います。この場合、為替ヘッジコストの発生等が基準価額の変動要因となるなど、すべての為替変動リスクを回避できるわけではありません。

#### (5) 流動性リスク

短期間に相当金額の解約申込があった場合には、解約資金を手当てするために保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、保有証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあり、その結果、基準価額が大きく変動する可能性があります。

#### (6) 組入投資信託証券に係るリスク

当ファンドは、様々なリスク特性を有する資産へ投資する投資信託証券および様々なリスク特性を有する投資戦略または投資手法を用いる投資信託証券に投資を行う場合があります。この場合、株式、債券および為替市場の変動リスクのほか、以下の要因等により組入投資信託証券の価格は大きく変動する可能性があります。

- ・少数の有価証券、業種、国に集中的に投資する場合、分散投資を行う場合と比べて大きな損失が発生する場合があります。
- ・デリバティブ取引や借入れによるレバレッジを利用する場合、レバレッジを利用しない場合と比べて大きな損失が発生する場合があります。
- ・流動性の低い資産へ投資する場合、市場実勢から期待される価格で売却できないことにより損失が発生する可能性があります。また、組入投資信託証券の解約代金や償還代金の支払に遅延が生じることにより不利益を被る可能性があります。
- ・組入投資信託証券が採用する投資戦略は有効である保証はなく、市況動向により損失が発生する場合があります。

#### (7) その他

##### （クーリング・オフ）

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

##### （分配金に関する留意点）

分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

##### （短期金融商品の信用リスク）

ファンド資産をコール・ローン等の短期金融商品で運用する場合、債務不履行により損失が発生する可能性があります。

##### （買付および換金申込に係る制限）

- ・買付または換金の申込日が、ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日と同日の場合には、当該買付または換金の申込みは受け付けません。

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは、買付および換金の申込みの受け付けを中止することおよび既に受け付けた当該各申込みを取り消すことがあります。
- ・ 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金請求には制限を設ける場合があります。

#### 投資信託に関する一般的なリスク

1. 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
2. 信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
3. 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

#### 投資信託に関する一般的な留意事項

1. 投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

#### リスク管理体制

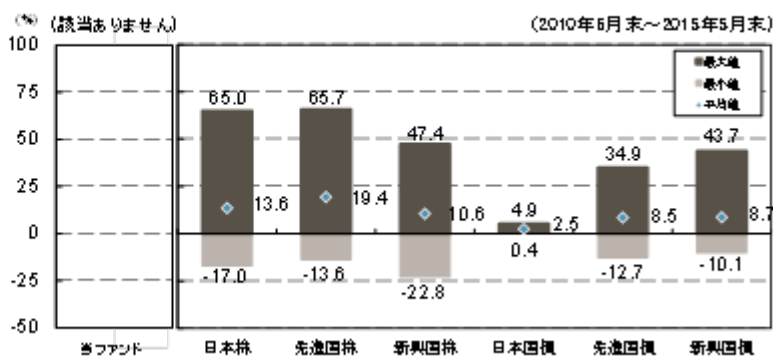
委託会社では、取引の執行については、運用部門が投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って執行します。取引の管理については、管理部門が運用ガイドラインに則って適切な運用がなされているか、および運用結果の定期的な検証を通じて、各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運用について検証が行われます。

また、委託会社は、運用指図権限の委託先とファンドの運用方針に基づくガイドライン等を規定した運用委託契約を締結し、運用状況、ガイドラインの遵守状況をモニタリングします。

## 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

該当事項はありません。

## 当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



「当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移」における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したもので、当ファンドの運用の実質的なパフォーマンスを示すことを目的としています。したがって、当ファンドが収益分配を行っている場合には、実際の基準価額の年間騰落率や基準価額の推移とは異なります。なお、当ファンドについては2015年8月18日から運用を開始する予定のため、2015年7月31日現在において記載すべき事項はありません。

「当ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、2010年6月から2015年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。なお、当ファンドについては2015年8月18日から運用を開始する予定のため、2015年7月31日現在において記載すべき事項はありません。

（注1）各資産クラスは当ファンドの投資対象を表しているものではありません。

## 各資産クラスの指数

- 日本株 : 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株 : MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 新興国株 : MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）
- 日本国債 : シティ日本国債インデックス
- 先進国債 : シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
- 新興国債 : JPMオルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円換算ベース）

（注1）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

（注2）詳細は下記の「指数に関して」をご覧ください。

## 指数に関して

## ・東証株価指数（TOPIX）（配当込み）

東証株価指数（TOPIX）は、株式会社東京証券取引所（（株）東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)の商標又は標章に関するすべての権利は（株）東京証券取引所が有しています。なお、本商品は（株）東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、（株）東京証券取引所は、本商品の発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

## ・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

## ・MSCIEマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）

MSCIインデックスに関する著作権、およびその他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。MSCI Inc.が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI Inc.は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI Inc.は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Inc.の許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

## ・シティ日本国債インデックス

## ・シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

シティ債券インデックスは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。騰落率の数字は、シティ日本国債インデックス・データおよびシティ世界国債インデックス・データに基づき当社が計算したものです。

## ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円換算ベース）

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドは、JP.Morgan Securities LLCが算出し公表している指数です。当指数の著作権はJP.Morgan Securities LLCに帰属します。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

## (2)【換金（解約）手数料】

換金手数料

換金手数料はありません。

信託財産留保額

信託財産留保額はありません。

## (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.918%（税抜年率0.85%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

また、信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

配分は以下の通りです。（税抜、年率表示）

委託会社	0.40%	委託した資金の運用の対価
販売会社	0.40%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

なお、当ファンドのマザーファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等（詳細は以下の通り）について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対して年率0.3395%以内の範囲でかかります。

したがって、当ファンドの信託報酬率（年率0.918%（税抜年率0.85%））を加えた基本となる報酬率は、実質的には当ファンドの純資産総額に対して年率1.2575%（程度）となります。

ただし、この値はあくまでも実質的な基本となる報酬率の目安です。当ファンドのマザーファンドが投資する実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な基本となる報酬率は変動します。

マザーファンドの投資顧問会社（運用指図権限の委託先）への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。

## （ご参考）

当ファンドのマザーファンドが投資対象とする指定投資信託証券の主な費用は次のとおりです。

投資対象とする投資信託証券	管理報酬・信託報酬等 (運用・受託報酬及び管理事務代行報酬)
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - キー・セレクション・USエクイティ BAクラス	純資産総額に対し年率0.065%以内
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ- USAグロース(USD) I-B-accクラス	純資産総額に対し年率0.065%以内
UBS (Lux) ボンド・シキャブ- USドル・コーポレート(USD) I-B-acc/distクラス	純資産総額に対し年率0.065%以内
UBS (Lux) ボンド・シキャブ- ユーロ・コーポレート(EUR) I-B-distクラス	純資産総額に対し年率0.065%以内
UBS (Lux) シキャブ 1- USファンダメンタル・エクイティ・マーケット・ニュートラル(USD)U-X-accクラス	ファンドからの支払いはありません。
UBS (Irl)インベスター・セレクションPLC - UBS (Irl)フィクスト・インカム・グローバル・オポチュニティーズ・ファンド (USD) I-B-accクラス	純資産総額に対し年率0.30%以内
db x-トラッカーズ db ヘッジ・ファンド・インデックス UCITS ETF	純資産総額に対し年率1.13%以内
UBS (Lux) エクイティ・シキャブ- ヨーロピアン・オポチュニティ・アンコンストレインド(EUR) I-B-accクラス	純資産総額に対し年率0.065%以内
UBS (Lux) ボンド・シキャブ- コンバート・グローバル (EUR) (USD Hedged) I-B-accクラス	純資産総額に対し年率0.065%以内
UBS (CAY) グローバル・グロース・アンド・インカム クラスA	純資産総額に対し年率0.08%以内
UBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ- ダイナミック・アルファ(USD) I-B-accクラス	純資産総額に対して年率0.065%以内
UBS (Lux) インスティテューショナル・ファンド - ユーロ・コーポレート・ボンド BAクラス	純資産総額に対し年率0.065%以内
iシェアーズ 世界債券ETF	総経費率：純資産総額に対して年率0.20%
iシェアーズ 米国ハイイールド債券ETF (iBoxxドル建てLHYC)	総経費率：純資産総額に対して年率0.50%
iシェアーズ J.P.モルガンドル建て新興国債券ETF	総経費率：純資産総額に対して年率0.45%
iシェアーズ 新興国債券ETF (パークレイズLocal EM国債コア)	総経費率：純資産総額に対して年率0.50%
iシェアーズ 欧州ハイイールド社債ETF	総経費率：純資産総額に対して年率0.50%
iシェアーズ 米ドル建て社債UCITS ETF	総経費率：純資産総額に対して年率0.20%
iシェアーズ・コア・ユーロ建て社債UCITS ETF	総経費率：純資産総額に対して年率0.20%
iシェアーズ MSCIワールドUCITS ETF	総経費率：純資産総額に対して年率0.50%
iシェアーズ MSCIエマージング・マーケットUCITS ETF	総経費率：純資産総額に対して年率0.75%

また、このほかに、組入れる投資信託証券においても、各組入投資信託証券の信託事務の処理等に要する諸費用、株式等の売買委託手数料等取引に関する費用等が支払われます。なお、これらの費用は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。ファンドによっては、換金時に信託財産留保額や設定もしくは解約時における基準価額の変動調整相当額が徴収される場合があります。

詳しくは前記「第1 ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 組入れ投資信託証券について <指定投資信託証券の概要>」をご覧ください。

## （4）【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用および当該費用にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、原則として発生の都度、信託財産中から支弁します。

**売買委託手数料**

組入有価証券の売買時の売買委託手数料等に要する費用等。

**信託事務の諸費用**

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息。

**監査費用**

信託財産に係る監査報酬および当該報酬に係る消費税等相当額。

**その他の費用**

以下の諸費用および当該諸費用にかかる消費税等相当額。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記 および上記1から6のその他諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際の費用額にかかわらずファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 および上記1から6のその他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

（注）前記 および の費用は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

**（5）【課税上の取扱い】**

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含む）である受益者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等が受益者である場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。ただし、税法および確定拠出年金法が改正された場合には、これらの取扱いが変更となる場合があります。

なお、上記以外の投資家（法人）である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

**[ 法人の受益者に対する課税 ]**

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、課税上は株式投資信託として取り扱われ、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%<sup>（注）</sup>）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用されません。

（注）平成49年12月31日までは、基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課されます。

**個別元本について**

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。



ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合には各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金の課税

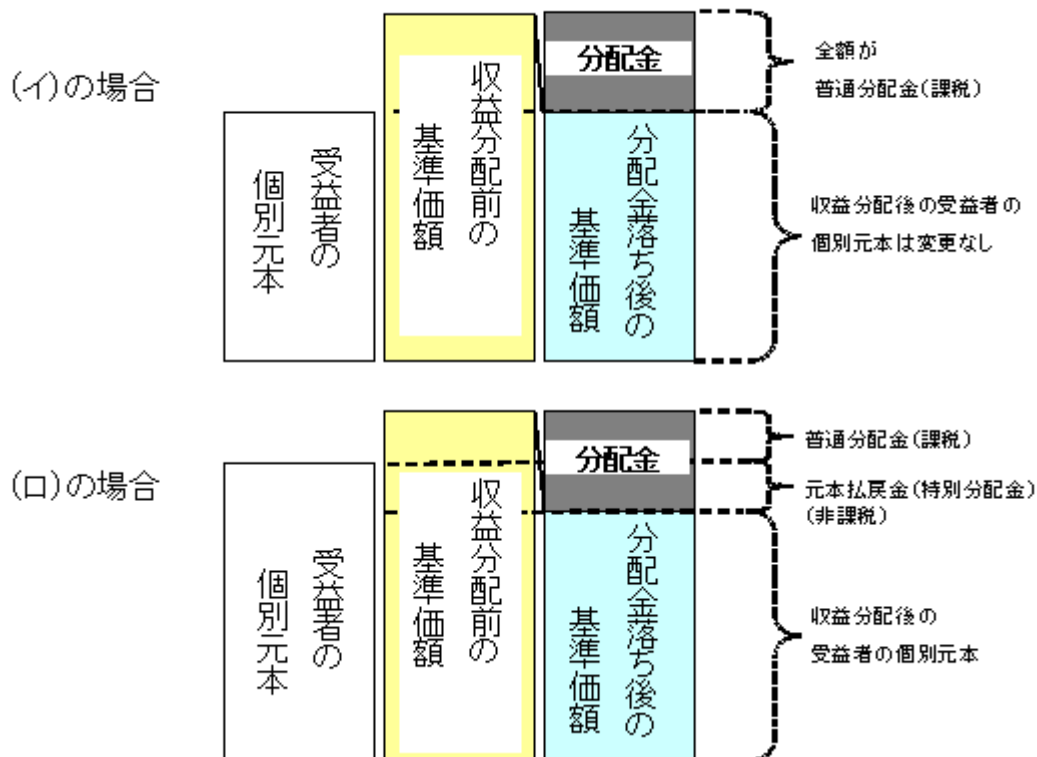
追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、

- (イ) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、
- (ロ) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### <分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

なお、税法および確定拠出年金法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

## &lt; 参考情報 &gt;

**ファンドの費用・税金**

## [ファンドの費用]

## ・投資者が直接的に負担する費用

時期	項目	費用
購入時	購入時手数料	ありません。
換金時	信託財産留保額	ありません。

## ・投資者が信託財産で間接的に負担する費用

時期	項目	費用	
保有時	運用管理費用 (信託報酬)	当ファンド	日々の純資産総額に <b>年率0.918% (税抜年率0.85%)</b> を乗じて得た額とします。 (運用管理費用(信託報酬) = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率) 配分は以下の通りです。(税抜、年率表示)
		委託会社	0.40% 委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.40% 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
		受託会社	0.05% 運用財産の管理、運用指図実行等の対価
		※運用管理費用(信託報酬)は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ※マザーファンドの投資顧問会社(運用指図権限の委託先)への報酬は、委託会社が受取る報酬から支払われます。	
	マザーファンドが投資対象とする投資信託証券	当ファンドの純資産総額に対して年率0.3395%以内 (委託会社が試算した概算値)	
	実質的な負担	当ファンドの純資産総額に対して <b>年率1.2575%程度</b>	
その他の費用・手数料	諸費用(日々の純資産総額に対して上限年率0.1%)として、原則毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われる主な費用		
	監査費用	監査法人等に支払うファンド監査に係る費用	
	印刷費用等	法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用(EDINET含む)等	
	実費として、原則発生の都度ファンドから支払われる主な費用		
	売買委託手数料	有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料	
	保管費用	海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用	
		※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。	

※投資者の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することはできません。

## [税金]

当ファンドの購入申込者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて購入申込を行う資産管理機関および国民年金基金連合会等に限るものとし、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合である場合は、所得税および地方税はかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税金が適用されます。

※ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**5【運用状況】**

ファンドは平成27年8月18日から運用を開始する予定のため、平成27年7月31日現在において「5 運用状況」の各項目に記載すべき事項はありません。

**(1)【投資状況】**

該当事項はありません。

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】**

該当事項はありません。

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

**(3)【運用実績】****【純資産の推移】**

該当事項はありません。

**【分配の推移】**

該当事項はありません。

**【収益率の推移】**

該当事項はありません。

**(4)【設定及び解約の実績】**

該当事項はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### （申込期間）

- ・ 当初申込期間：平成27年8月17日
- ・ 継続申込期間：平成27年8月18日から平成28年11月9日まで

当初申込期間中は、委託会社または委託会社の関係会社による申込のみ受け付けます。

継続申込期間中は、ニューヨーク、ルクセンブルグもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日（以下「ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日」といいます。）と同日の場合はお申込みを受付けません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （買付申込の受付）

- ・ 当初申込期間中は、当初申込期間の最終日（平成27年8月17日）の販売会社が指定する時間までに、継続申込期間中は、原則として、販売会社の営業日の午後3時までに買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、当初設定については設定時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### （買付単位）

- ・ 販売会社が独自に定める単位とします。（当初元本1口＝1円）  
詳しくは販売会社もしくは後記照会先にお問い合わせください。

#### （買付価額）

- ・ 当初申込期間：1口当たり1円
- ・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初元本1口＝1円）
- ・ 収益分配金を再投資する場合の買付価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （買付代金の支払い）

- ・ 販売会社の指定する期日までに買付代金をお申込の販売会社にお支払いください。

#### （買付申込受付の中止）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは受益者の買付申込の受付を中止すること、および既に受付けた買付申込を取り消すことがあります。

#### （買付申込不可日）

- ・ 買付申込日がニューヨーク、ルクセンブルグもしくは香港の銀行休業日またはニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合はお申込みを受付けません。

## 2【換金（解約）手続等】

### （換金の受付）

- ・ 原則としていつでも換金のお申込みを行うことができますが、ニューヨーク、ルクセンブルグまたは香港の休業日と同日の場合には、換金のお申込みの受付は行いません。
- ・ 換金請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに受付けた換金のお申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日（ただし、上記のお申込みの受付を行わない日を除きます。）の取扱いとなります。

### （換金単位）

- ・ 販売会社が独自に定める単位とします。

### （換金価額）

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
換金時の費用や税金についての詳細は前記「第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### （換金代金の支払い）

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込みの販売会社でお支払します。

### （換金申込の受付中止）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等。）があるときは、受益権の解約申込の受け付けを中止すること、および既に受け付けた受益権の解約申込を取り消すことがあります。
- ・ 受益権の解約申込の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約申込を撤回できます。ただし、受益者がその解約申込を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に当該解約申込を受け付けたものとして、上記に準じて計算された価額とします。

換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

### [照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>  
委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### (基準価額の算定)

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

##### (基準価額の算出頻度と公表)

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせいただくことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

#### (2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する当該事項はありません。

#### (3)【信託期間】

無期限とします。

ただし、後記[信託の終了]による場合はこの限りではありません。

#### (4)【計算期間】

原則として毎年8月11日から翌年8月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成28年8月10日までとします。なお、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの信託終了の日とします。

#### (5)【その他】

[信託の終了]

##### (信託契約の解約)

- a . 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、当初信託設定日より1年経過後（平成28年8月18日以降）に信託契約の一部解約によりファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b . 委託会社は、前記 a . の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c . 前記 b . の書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じ

て、議決権を有し、これを行行使うことができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使わないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d . 前記 b . の書面決議は議決権を行行使うことができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e . 前記 b . から d . までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、b . から d . までに規定する信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。

#### （信託契約に関する監督官庁の命令）

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

#### （委託会社の登録取消等に伴う取扱い）

- ・ 委託会社が監督官庁より登録取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ・ 前記の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### （受託会社の辞任および解任に伴う取扱い）

- ・ 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ・ 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### [運用報告書の作成]

- a . 委託会社は、計算期間の終了日毎（毎年8月）および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などのうち重要なものを記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める書面）を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。
- b . 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を電磁的方法により提供します。
- c . 前記b . の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から請求があった場合には、運用報告書（全体版）を書面により提供します。

#### [信託約款の変更]

- a . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- b. 委託会社は、前記 a . の事項(前記 a . の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前記 a . の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 前記 b . の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記 b . の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- e. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記 b . から e . までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記 a . から e . にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

#### [関係法人との間の契約書の内容について]

- i. 委託者と販売会社との間で締結する「投資信託の募集・販売等に関する契約」(同様の権利義務を規定する名称の異なる契約を含みます。)は、契約終了の3ヶ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ii. マザーファンドの投資顧問会社との投資顧問契約は、マザーファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金受領権

受益者は、収益分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金受領権

受益者は、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者としします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が信託の償還をするのと引換えに、当



該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

### 第3【ファンドの経理状況】

ファンドは平成27年8月18日から運用を開始する予定のため、平成27年7月31日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。

なお、ファンドの財務諸表監査は、新日本有限責任監査法人が行う予定です。

#### 1【財務諸表】

##### (1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

##### (2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

##### (3)【注記表】

該当事項はありません。

##### (4)【附属明細表】

該当事項はありません。

#### 2【ファンドの現況】

##### 【純資産額計算書】

該当事項はありません。

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換の手續等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託者は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (2) 受益者名簿

作成しません。

### (3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法の規定に従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者として）に支払います。

### (8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。



### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】（平成27年5月末日現在）

- a 資本金の額 22億円
- b 会社が発行する株式総数 86,400株
- c 発行済株式総数 21,600株
- d 資本金の額の増減（最近5年間） 該当事項はありません。
- e 会社の機構

##### 経営体制

##### （取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも3日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

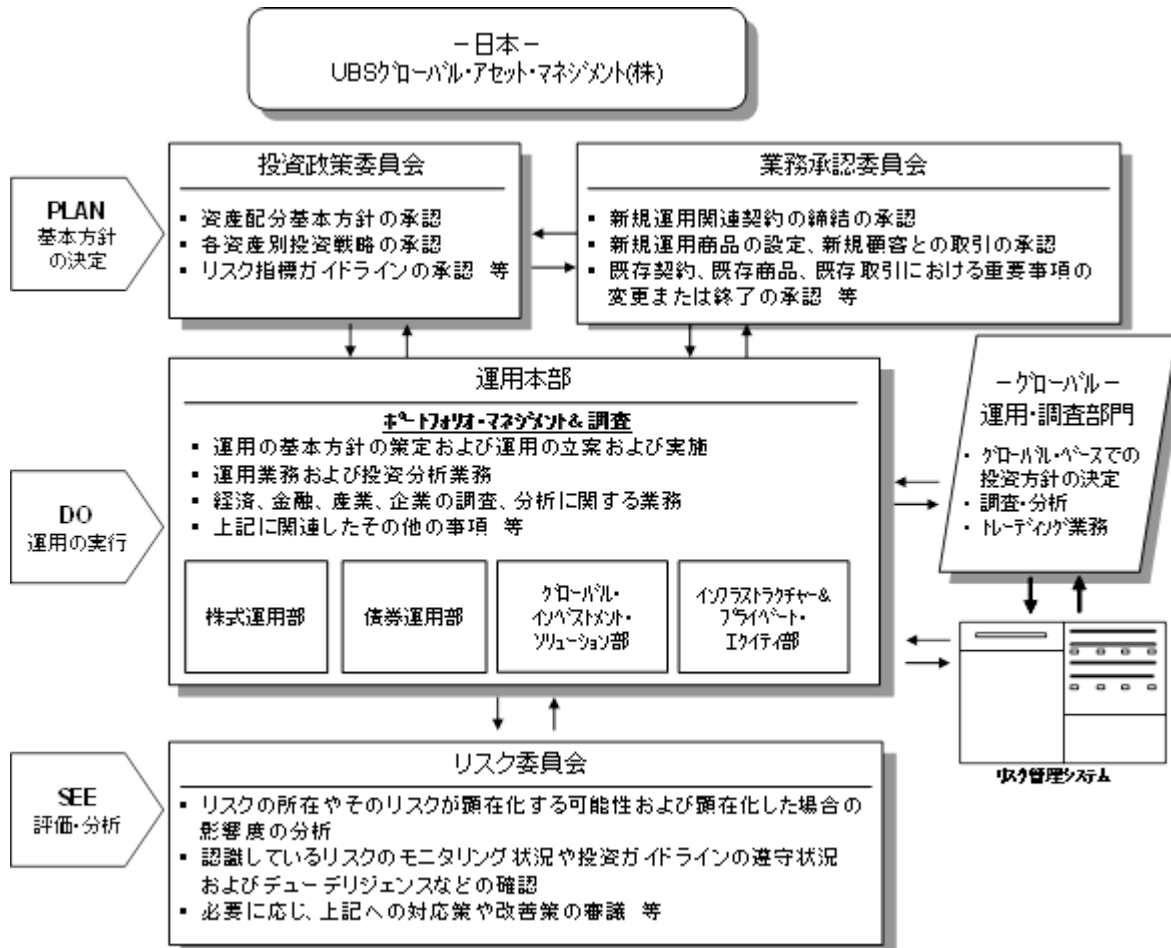
##### （代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

## 投資運用の意思決定機構



(平成27年5月末日現在)

上記の体制は今後変更される場合があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は平成27年5月末日現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

種類	ファンド本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	89	1,160,021
合計	89	1,160,021

## 3【委託会社等の経理状況】

## 1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

## 2. 監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1. 財務諸表

## (1)【貸借対照表】

期別	科目	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
			内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
	(資産の部)					
	流動資産					
	現金・預金	*1		3,593,088		3,627,221
	未収入金	*1		274,875		365,493
	未収委託者報酬			1,471,950		1,344,669
	未収運用受託報酬	*1		351,421		485,718
	その他未収収益	*1		784,469		956,895
	前払費用			-		10,799
	繰延税金資産			95,700		113,200
	その他			10,478		1,641
	流動資産計			6,581,983		6,905,640
	固定資産					
	投資その他の資産			375,900		349,128
	投資有価証券			-	11,241	
	繰延税金資産		355,900		317,886	
	ゴルフ会員権		20,000		20,000	
	固定資産計			375,900		349,128
	資産合計			6,957,883		7,254,769



期別	注記 番号	前事業年度 (平成26年3月31日)		当事業年度 (平成27年3月31日)	
		内訳	金額 (千円)	内訳	金額 (千円)
（負債の部）					
流動負債					
預り金			178,599		199,221
未払金			96,973		-
未払費用	*1		1,471,238		1,447,937
未払消費税			31,430		158,241
未払法人税等			593,891		718,078
賞与引当金			158,967		191,215
その他			7,719		20,114
			流動負債計		2,734,808
固定負債					
退職給付引当金			145,141		72,056
			固定負債計		72,056
負債合計					
			2,683,962		2,806,865
（純資産の部）					
株主資本					
資本金			4,273,920		4,447,875
利益剰余金			2,073,920		2,247,875
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		1,523,920		1,697,875	
繰越利益剰余金		1,523,920		1,697,875	
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			-	28	28
純資産合計					
			4,273,920		4,447,904
負債・純資産合計					
			6,957,883		7,254,769

## (2) 【損益計算書】

期 別	注記 番号	前事業年度 〔 自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日 〕		当事業年度 〔 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日 〕	
		内 訳	金 額 (千円)	内 訳	金 額 (千円)
営業収益					
委託者報酬			9,019,887		8,887,301
運用受託報酬	*1, *2		1,306,649		1,480,958
その他営業収益	*1, *3		2,316,745		2,792,222
営業収益計			12,643,283		13,160,483
営業費用					
支払手数料			4,407,229		4,440,767
広告宣伝費			86,295		114,732
調査費			95,783		95,977
営業雑経費			174,855		187,450
通信費		9,679		9,060	
印刷費		40,042		54,330	
協会費		13,793		11,618	
その他	*1	111,340		112,441	
営業費用計			4,764,264		4,838,927
一般管理費					
給料			2,583,994		2,821,793
役員報酬		219,904		407,807	
給料・手当	*1	1,636,386		1,713,861	
賞与		727,702		700,125	
交際費			98,959		55,946
旅費交通費			90,322		100,577
租税公課			36,099		39,492
不動産賃借料			248,841		230,699
退職給付費用			83,238		125,024
事務委託費	*1		1,990,735		1,942,904
諸経費			94,901		70,858
一般管理費計			5,227,092		5,387,297
営業利益			2,651,926		2,934,258
営業外収益					
受取利息		415		394	
為替差益		49,982		-	
雑収入		1,965		188	
営業外収益計			52,363		582
営業外費用					
為替差損		-		55,300	
雑損失		53		122	
営業外費用計			53		55,423
経常利益			2,704,235		2,879,416
特別損失					
ファンド関連費用償却損		98,750		-	
特別損失計			98,750		-
税引前当期純利益			2,605,484		2,879,416
法人税、住民税及び事業税			1,026,282		1,183,482
法人税等調整額			55,840		12,910
当期純利益			1,523,362		1,683,023

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,495,278	2,045,278	4,245,278	-	-	4,245,278
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			1,494,720	1,494,720	1,494,720			1,494,720
当期純利益			1,523,362	1,523,362	1,523,362			1,523,362
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						-	-	-
事業年度中の変動額合計			28,642	28,642	28,642	-	-	28,642
当期末残高	2,200,000	550,000	1,523,920	2,073,920	4,273,920	-	-	4,273,920

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本				株主資本合計	評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	利益準備金	利益剰余金			その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
			その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,200,000	550,000	1,537,651	2,087,651	4,287,651	-	-	4,287,651
事業年度中の変動額								
剰余金の配当			1,522,800	1,522,800	1,522,800			1,522,800
当期純利益			1,683,023	1,683,023	1,683,023			1,683,023
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						28	28	28
事業年度中の変動額合計			160,223	160,223	160,223	28	28	160,252
当期末残高	2,200,000	550,000	1,697,875	2,247,875	4,447,875	28	28	4,447,904

## [ 注 記 事 項 ]

## ( 重要な会計方針 )

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

## 2. 引当金の計上基準

## (1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

## (2) 退職給付引当金

退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込み額に基づき、必要額を計上しております。

退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
5,902千円	2,528千円

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

## 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

## 「退職給付に関する会計基準」等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を支給倍率基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を退職給付の平均支払見込期間等に基づく割引率から退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が21,321千円減少し、利益剰余金が13,731千円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ1,201千円増加しております。

なお1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

## （貸借対照表関係）

## \*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （平成26年3月31日）	当事業年度 （平成27年3月31日）
現金・預金	200,740	1,305,956
未収入金	6,358	1,142
未収運用受託報酬	34,968	68,983
その他未収収益	140,489	221,501
未払費用	87,064	82,183

## （損益計算書関係）

## \*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	当事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
運用受託報酬	41,667	88,661
その他営業収益	287,882	419,532
営業雑経費 その他	42,504	59,889
給料・手当	11,082	18,538
事務委託費	223,284	288,634

## \*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日	当事業年度 自平成26年4月1日 至平成27年3月31日
投資助言報酬	68,649	63,133

## \*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

## 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

## 2. 配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,494,720	69,200	平成25年3月31日	平成25年6月28日

## （2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
----	-------	-------	----------------	-----------------	-----	-------

第19期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	第19期定時株主総会の翌日
------------	------	-------	-----------	--------	------------	---------------

当事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日定時株主総会	普通株式	1,522,800	70,500	平成26年3月31日	平成26年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第20期定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,684,800	78,000	平成27年3月31日	第20期定時株主総会の翌日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	3,593,088	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	351,421	-
その他未収収益	784,469	784,469	-
資産計	6,200,929	6,200,929	-
未払費用	1,471,238	1,471,238	-
未払法人税等	593,891	593,891	-
負債計	2,065,130	2,065,130	-

当事業年度（平成27年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額

現金・預金	3,627,221	3,627,221	-
未収入金	365,493	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	485,718	-
その他未収収益	956,895	956,895	-
資産計	6,779,999	6,779,999	-
未払費用	1,447,937	1,447,937	-
未払法人税等	718,078	718,078	-
負債計	2,166,015	2,166,015	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

## (注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成26年3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,593,088	-
未収委託者報酬	1,471,950	-
未収運用受託報酬	351,421	-
その他未収収益	784,469	-
合計	6,200,929	-

当事業年度（平成27年3月31日）（単位：千円）

	1年以内	1年超
現金・預金	3,627,221	-
未収入金	365,493	-
未収委託者報酬	1,344,669	-
未収運用受託報酬	485,718	-
その他未収収益	956,895	-
合計	6,779,999	-

## (有価証券関係)

その他有価証券

当事業年度（平成27年3月31日）

重要性がないため記載を省略しております。

## (退職給付関係)

前事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,140,689
勤務費用	136,345
利息費用	3,170
数理計算上の差異の当期発生額	12,800
退職給付の支払額	173,911
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,093,492

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	914,437
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の当期発生額	67,150
事業主からの拠出額	137,277
退職給付の支払額	<u>173,911</u>
年金資産の期末残高	948,351

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,093,492
年金資産	<u>948,351</u>
小計	145,141
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141
退職給付引当金	<u>145,141</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	145,141

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	136,345
利息費用	3,170
期待運用収益	3,397
数理計算上の差異の費用処理額	79,950
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>56,167</u>

(注)上記の他、特別退職金15,800千円を退職給付費用として処理しております。

## (5) 年金資産に関する事項

## 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	80%
株式	17%
その他	<u>3%</u>
合計	100%

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.68%

長期期待運用収益率 0.58%

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、11,271千円でありました。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## 1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。



当社の確定給付企業年金契約は、当社、ユービーエス証券株式会社及びユービーエス銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

## 2. 確定給付制度

### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

退職給付債務の期首残高	1,072,171
勤務費用	112,675
利息費用	6,298
数理計算上の差異の当期発生額	39,097
退職給付の支払額	157,163
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,073,079

### (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

年金資産の期首残高	948,351
期待運用収益	3,907
数理計算上の差異の当期発生額	65,966
事業主からの拠出額	139,960
退職給付の支払額	157,163
年金資産の期末残高	1,001,023

### (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

積立型制度の退職給付債務	1,073,079
年金資産	1,001,023
小計	72,056
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056
退職給付引当金	72,056
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	72,056

### (4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

勤務費用	113,433
利息費用	5,540
期待運用収益	3,907
数理計算上の差異の費用処理額	26,869
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	88,196

(注)上記の他、特別退職金20,456千円を退職給付費用として処理しております。

### (5) 年金資産に関する事項

#### 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	55%
株式	19%
その他	26%
合計	100%

#### 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.68%

長期期待運用収益率 0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、16,371千円でありました。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産		
未払費用	550	4,465
未払事業所税	2,550	2,381
減価償却超過額	14,100	49,028
未払事業税	41,350	49,425
株式報酬費用	190,850	137,233
退職給付引当金	149,200	99,100
賞与引当金	51,250	56,927
その他	1,750	32,541
繰延税金資産小計	451,600	431,100
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	451,600	431,100
繰延税金負債		
その有価証券評価差額金	-	14
繰延税金負債合計	-	14
繰延税金資産純額	451,600	431,086

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.01%	35.64%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.75%	4.27%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.47%	1.36%
その他	0.30%	0.28%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.53%	41.55%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.64%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.10%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.34%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の純額は39,099千円減少し、法人税等調整額が39,100千円、その他有価証券評価差額金が1千円、それぞれ増加しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

売上高

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,052,810千円	1,747,691千円	822,893千円	3,623,395千円

委託者報酬 9,019,887千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

日本	米国	その他	合計
1,147,499千円	1,912,589千円	1,213,091千円	4,273,181千円

委託者報酬 8,887,301千円については、制度上顧客情報を知りえないため、含まれておりません。

(注) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,449,556千円	投資運用

当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ(*1)	2,966,974千円	投資運用

(注) 委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(\*1) UBSグループは、本店をスイスのバーゼルおよびチューリッヒに置き、世界の主要な金融センターを含む50カ国余りで質の高い金融サービスを提供する、世界最大級の金融グループです。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権の所 有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	--------	-----	------------------	-------------------	-----------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

親会社	ユービーエス.エイ. ジー（ロンドン証 券取引所他上場）	スイス・ チューリッ ヒ	3.8億 スイス フラン	銀行、 証券業 務	（被所有） 直接 100%	金銭の預入 れ、資産運 用業務及び それに関す る事務委託 等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少	4,362,681	現金・預金	200,740
						運用受託報酬 その他営業収益 営業雑費用-その他 給料・手当 人件費（受取） 事務委託費	4,448,937	41,667 287,882 42,504 11,873 791 223,284		

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又 は出資金	事業の 内容又 は職業	議決権の 所有(被 所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

親 会 社 の 子 会 社 等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区 大手町	464億円	証券業	なし	人件費、社会 保険料などの 立替	事務委託費 不動産関係費 給料・手当 人件費（受取）	314,152 221,417 1,697 44,445	未収入金 未払費用	267,549 287,158
	UBS Realty Investors LLC	米国・ボストン	8.9百万 米国ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	7,528	その他未収収益	2,589
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万 オーストラリア ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	137,339 301,212	その他未収収益 未払費用	6,505 73,611
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万 シンガ ポール ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	28,990 80,051	その他未収収益 未払費用	15,085 43,081
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	20,506 237,795 278,184	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	10,597 157,342 117,007
	UBS Global Asset Management Holding Ltd	英国・ロンドン	151.3百万 英国 ポンド	資産 運用業	なし	人件費の立替	人件費（受取）	10,415	未収入金	967
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミ ントン	1米国ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	32,630 433,120 353,109	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	5,199 155,072 78,157
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミ ントン	10万 米国ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	772,377	その他未収収益	201,266
	UBS O'Connor LLC	米国・シカゴ	1百万 米国ドル	資産 運用業	なし	資産運用業務 及び兼業業務	その他営業収益	384,855	その他未収収益	102,441
	UBS Fund Management (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ	13百万 ユーロ	資産 運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	38,037	-	-
	UBS / Gemdale Investment Management Limited	モーリシャス共 和国・ポートル イス	2万 米国ドル	資産 運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	4,711	その他未収収益	3,676
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万 香港ドル	資産 運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに 関する事務委 託等	その他営業収益 事務委託費	22,144 32,153	未払費用	14,917
	UBS Global Asset Management (Deutschland) GmbH	ドイツ・フラン クフルト・ア ム・マイン	7.6百万 ユーロ	資産 運用業	なし	資産運用業務	運用受託報酬	3,878	未収運用受託報酬	3,878

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

## (1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー（ロンドン証券取引所他上場）	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有) 直接 100%	金銭の預入れ、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少  運用受託報酬 その他営業収益 その他営業費用 事務委託費 人件費	5,824,070 4,718,854  88,661 419,532 59,889 288,634 18,538	現金・預金   未収入金 未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	1,305,956   1,142 68,983 221,501 82,183

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## (2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	ユービーエス証券株式会社	東京都千代田区大手町	464億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	309,864 202,840 80,974	未収入金 未払費用 その他流動資産	348,839 293,133 719
	UBS Global Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	20百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	123,091 273,484	その他未収収益 未払費用	24,339 95,590
	UBS Global Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	40,251 67,984	その他未収収益 未払費用	10,025 26,168
	UBS Global Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	11,447 334,687 302,386	その他未収収益 未払費用	220,013 138,670
	UBS Global Asset Management Funds Ltd	英国・ロンドン	26百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	22,129	その他未収収益	22,129
	UBS Global Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	1米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	運用受託報酬 その他営業収益 事務委託費	24,381 336,829 263,312	未収運用受託報酬 その他未収収益 未払費用	6,490 104,027 68,625
	UBS Alternative and Quantitative Investments LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	948,954	その他未収収益	252,642
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	1百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益	446,346	その他未収収益	53,466
	UBS Global Asset Management (HongKong) Limited	香港	150百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 事務委託費	108,575 34,482	その他未収収益 未払費用	38,950 9,033

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。  
人件費は、出向者に対する実際支払額を基として決定しております。
2. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
3. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

## （1株当たり情報）

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	197,866円70銭	205,921円48銭
1株当たり当期純利益金額	70,526円02銭	77,917円77銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注)1. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日）	当事業年度 （自 平成26年4月 1日 至 平成27年3月31日）
当期純利益（千円）	1,523,362	1,683,023
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,523,362	1,683,023
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり純資産額が、635円69銭増加し、1株当たり当期純利益金額は、35円80銭増加しております。

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

##### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実および与えると予想される事実は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1)受託会社

名称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。

## (2)販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円 (平成27年3月末日現在)	銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務も営んでいます。
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社	3,000百万円 (平成27年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
UBS証券株式会社	46,450百万円 (平成27年3月末日現在)	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

## (3)マザーファンドの投資顧問会社

名称	資本金の額 (平成27年3月末日現在)	事業の内容
UBSグローバル・アセット・マネジメント（香港）リミテッド	15百万香港ドル	内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

当ファンドの受託者として、受益権の認証、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

なお、受託会社は信託業務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に再信託します。

### (2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売業務および一部解約金・償還金、収益分配金の支払い・再投資等に関する事務等を行います。

### (3) マザーファンドの投資顧問会社

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、運用指図を行います。

## 3【資本関係】

### (1) 受託会社

該当事項はありません。

### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### (3) マザーファンドの投資顧問会社

該当事項はありません。

### <再信託受託会社の概要>

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額：51,000百万円（平成27年3月末日現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

### 第3【その他】

1. 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地およびロゴ・マークを表示し、ファンドの愛称、キャッチ・コピーおよび図案を採用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
2. 目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載する場合があります。
3. 目論見書に信託約款の全文を記載することがあります。
4. 以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を目論見書に記載することがあります。
  - ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
  - ・登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の支払対象ではありません。
  - ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います(販売会社は販売の窓口となります。)
  - ・投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様がおいいます。
5. 第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
6. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
7. 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
8. 目論見書の表紙または表紙裏に以下の内容を記載することがあります。
  - ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
  - ・目論見書の使用開始日
  - ・ファンドの信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨

## 独立監査人の監査報告書

平成27年6月26日

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 上野佐和子 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤志保 印  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 . 上記は、当社(本書提出会社)が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。